

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本スケート連盟（以下、「当法人」という）の定款第 3 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、原則として当法人を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 当法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員は無報酬とする。
- 3 評議員は、定款第 17 条の定めのとおり無報酬とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、弁護士、公認会計士その他の公的資格を有する外部専門家に役員を委嘱する場合、当法人は、当該専門家の報酬基準に照らし、理事会、委員会等の会議への出席に対し、相当の報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 当法人の常勤役員の報酬額は、別表「常勤役員報酬表」によるものとし、報酬額は、報酬表のうちから会長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 前条第 4 項の報酬額は、理事については会長と当該専門家との協議により、監事については監事間の協議により、決定する。ただし、同項により役員 1 名に対して 1 年間に支給する報酬（消費税を含まない。）の総額は、理事については 35 万円を、監事については 20 万円を超えないものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支払うことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 8 条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担する、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本スケート連盟の設立の登記の日から施行する。

令和 6 年 9 月 23 日 改定

別表 常勤役員報酬表

	月 額
1 号	100,000
2 号	200,000
3 号	300,000
4 号	400,000
5 号	500,000
6 号	600,000
7 号	700,000
8 号	800,000
9 号	900,000
10 号	1,000,000